

栃木県滞在型グリーン・ツーリズム相談窓口設置要領

1 目的

農村地域に訪れる人に癒しや感動を与える魅力的なグリーン・ツーリズムを推進し、交流拡大による農村地域及び農業者の所得向上を図ることが重要である。

このため、年間を通じて農業・農村体験者の受入ができる体験メニューの開発や関係者が連携した受入組織づくり、農家住宅を活用した民宿業の開設等を支援する滞在型グリーン・ツーリズム相談窓口を設置する。

2 相談窓口の設置場所

栃木県農政部農村振興課に設置する。

3 相談項目及び支援内容

(1) 体験メニューの開発及び受入組織づくりへの支援

- ア 他地域における優良事例の紹介
- イ 支援策の紹介

(2) 農家民宿の開業への支援

- ア 関係法令に係る手続きのアドバイス
- イ 円滑な法令手続きを行うための法令所管部署との連絡体制の整備
※関係法令及び関係部署（別表1参照）

4 円滑な支援が行える仕組みづくり

- (1) 相談者へのアドバイスや課題の解決方法の事例を県のホームページで公表し、県内における滞在型グリーン・ツーリズム推進を支援する。
- (2) 農家民宿の開業に係る相談内容を記録し、庁内関係課や関係市町等と情報の共有を図り、農業者の各種申請手続きが円滑に行えるよう支援する。

5 その他

附則 この要領は、平成30(2018)年4月25日から適用する。

附則 この要領は、令和6(2024)年3月31日から適用する。

別表 1

関 係 法 令	所 管 課
農山漁村余暇法	農村振興課
旅館業法	生活衛生課
食品衛生法	
住宅宿泊事業法	
都市計画法	都市計画課
建築基準法	建 築 課
消防法	消防防災課
水質汚濁防止法	環境保全課